公金等の適正な管理に係る特別部会設置要綱

(設置)

第1条 学校等で保護者等から徴収している金銭(以下「公金等」という。)の管理 の適正化を図るため、山形県教職員法令遵守委員会に「公金等の適正な管理に係る 特別部会」(以下「特別部会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 特別部会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 公金等の管理の基本となるべき事項
- (2) 公金等の管理の適正化を図るために必要となる施策等に関する事項
- (3) その他公金等の管理の適正化に資する事項

(委員)

第3条 特別部会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(座長)

- 第4条 特別部会に座長を置き、座長は山形県教育庁の総務を担当する教育次長とする。
- 2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

- 第5条 特別部会には、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループに関する事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 特別部会の庶務は、山形県教育庁総務課において処理する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月30日から施行する。
- 2 山形県公金等管理適正化会議設置要綱(平成28年12月14日施行)は、廃止する。